

都道府県・区市町村に対する寄附金控除の計算例（ふるさと納税）

モデルケース：本人（会社員）、妻（専業主婦）、子供（17歳）、子供（20歳）の4人家族
 給与収入 500 万円、配偶者控除、扶養控除（子 2 人分）、
 社会保険料控除（50 万円）→住民税所得割額 135,500 円（所得税率 5%）

- このモデルケースの「本人」が平成 27 年中に葛飾区に対して
 30,000 円の寄附（ふるさと納税）を行ったとします。
- 平成 23 年度以降に自治体に寄付をした場合、「寄附金適用下限額」は 2,000 円なので
 寄附金控除の計算の対象額は、30,000 円－2,000 円＝28,000 円となります。

ふるさと納税ワンストップ特例制度に該当する場合

ワンストップ特例制度に該当する場合は下記の、

A「基本控除額」、B「特例控除額」C「申告特例控除額」（所得税寄附金控除相当分）の合計額が
 個人住民税の所得割額から控除されます。

※「ワンストップ特例制度」適用外の場合は、C「申告特例控除」の個人住民税からの控除はありません（確定申告を提出していただくと所得税から控除されます）。

A「基本控除」 都道府県・市区町村に対する寄附金－2,000 円×10%

B「特例控除」 都道府県・市区町村に対する寄附金－2,000 円×（90%－（0～45%）[※]）×1.021

※寄附金に適用される所得税の限界税率（復興特別所得税含む）

Bに関しては、個人住民税所得割額の 20%を限度とする。

また、課税所得のない方、もしくは課税総所得金額から人的控除の差額を差し引いた金額が
 0 円を下回る方で、分離課税に係る譲渡所得金額等がある方は、平成 28 年度以降も 10%が
 限度となります。

C「申告特例控除」 特例控除額×申告特例控除適用率

※申告特例控除適用率は

「(寄付者に適用される所得税の税率×1.021) ÷ (90%－寄付者に適用される限界税率×1.021)」

申告特例控除適用率早見表

課税総所得額－人的控除差調整額	割合
～ 1, 950, 000円	84. 895分の5. 105
1, 950, 001円 ～ 3, 300, 000円	79. 79分の10. 21
3, 300, 001円 ～ 6, 950, 000円	69. 58分の20. 42
6, 950, 001円 ～ 9, 000, 000円	66. 517分の23. 483
9, 000, 001円 ～	56. 307分の33. 693

※A、B、Cの控除額の計算は、特別区民税（6%）、都民税（4%）をそれぞれ算出し、1円未満の端数は切り上げます。

※B、Cの「所得税の税率」は寄付者の課税所得額に応じて異なり、平成26年度～50年度まで、復興特別所得税率（所得税率の2.1%）が加算されます。

今回の寄附金に関して、上記、A、B、Cの式を当てはめると、以下のようになります。

$$A \quad 28,000 \text{ 円} \times 10\% = 2,800 \text{ 円}$$

$$B \quad 28,000 \text{ 円} \times (90\% - 5\% \times 1,021) = 23,771 \text{ 円 (円位未満切上)}$$

$$C \quad 23,771 \text{ 円} \times (5.105 \div 84.895) = 1,430 \text{ 円 (円位未満切上)}$$

$$A + B + C = 28,001 \text{ 円}$$

よって、住民税に対する寄附金控除額は28,001円となります。

ふるさと納税ワンストップ特例制度に該当しない場合

3、税額控除は、下記の2つの式の合計額（A+B）となります。

$$A \text{ 「基本控除額」 都道府県・市区町村に対する寄附金} - 2,000 \text{ 円} \times 10\%$$

$$B \text{ 「特例控除額」 都道府県・市区町村に対する寄附金} - 2,000 \text{ 円} \times (90\% - (0 \sim 45\%)^{**} \times 1.021)$$

※寄附金に適用される所得税の限界税率（復興特別所得税含む）

Bに関しては、個人住民税所得割額の20%を限度とする。

また、課税所得のない方、もしくは課税総所得金額から人的控除の差額を差し引いた金額が0円を下回る方で、分離課税に係る譲渡所得金額等がある方は、平成28年度以降も10%が限度となります。

今回の寄附金に関して、上記、A、Bの式を当てはめると、以下のようになります。

$$A \quad 28,000 \text{ 円} \times 10\% = 2,800 \text{ 円}$$

$$B \quad 28,000 \text{ 円} \times (90\% - 5\% \times 1,021) = 23,771 \text{ 円 (円位未満切上)}$$

$$A + B = 26,571 \text{ 円}$$

よって、住民税に対する寄附金控除額は26,571円となります。

※「ワンストップ特例制度」適用外の場合は、C「申告特例控除」の個人住民税からの控除はありません（確定申告を提出していただくと所得税から控除されます）。